

定 款

社団法人 山口県栽培漁業公社

# 社団法人 山口県栽培漁業公社定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人 山口県栽培漁業公社（以下「この法人」という。）  
という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山口県山口市秋穂東5179番地に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、栽培漁業の推進及びこれに関連する必要な事業を行い、山口県  
における漁業の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 栽培漁業の推進に関する事業
- (2) 栽培漁業に関連する事業及び啓発普及事業
- (3) 水産振興に関する調査研究及び研修指導事業
- (4) 山口県から指定を受けて行う栽培漁業センターの管理に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 この法人の会員たる資格を有するものは、次に掲げる法人又は団体とする。

- (1) この法人に加入できる法人は、山口県内に住所を有する漁業協同組合、漁業  
協同組合連合会、漁業信用基金協会、漁業共済組合、漁船保険組合、栽培漁業  
推進法人及び地方公共団体とする。
- (2) この法人に加入できる団体は、地域栽培漁業推進協議会等栽培漁業を推進す  
る団体とする。

第5条の2 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した法人とする。

(会員の議決権)

第5条の3 会員は1個の議決権を有するが、栽培漁業推進基金に1千万円を超えて  
出捐した会員は、1千万円（端数は切り上げ）ごとに、さらに1個の議決権を有  
するものとする。

ただし、1会員の議決権数は、議決権総数の4分の1（端数切り捨て）を限度とする。

（入 会）

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会費及び会員）

第7条 会員は、総会に置いて別に定める会費及び負担金を納入しなければならない。

（退 会）

第8条 会員は退会しようとするときは、理事長にその旨を届け出なければならない。

2 会員が解散したときは、退会したものとみなす。

（除 名）

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において議決権総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

（1）この法人の定款又は規則に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

（抛出金品の不返還）

第10条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役 員

（種別及び選任）

第11条 この法人に次の役員を置く。

（1）理事 13人以上17人以内

（2）監事 3人

2 理事及び監事は、次に掲げる者のうちから総会において選任する。ただし、理事の定数のうち4分の1以下、また監事の定数のうち2分の1以下は、次に掲げる者以外の者から選任することができる。

（1）山口県内水面漁業協同組合連合会、山口県漁業信用基金協会、山口県漁船保険組合及び全国合同漁業共済組合の役員

（2）漁業協同組合の理事若しくは組合員（准組合員を除き、法人にあってはその代表者）

（3）地方公共団体の長又はその補助機関たる職員

- 3 前項に規定するもののほか、役員を選任は、附属書役員選任規程の定めるところによる。
- 4 理事は、理事長1名及び副理事長1名を理事会において互選する。
- 5 理事は、必要に応じ常務理事1名を理事会において互選することができる。
- 6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 7 理事の選任に当たっては、親族その他特別の関係にある者が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(職 務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を処理する。
- 5 監事は次の職務を行う。
  - (1) この法人の財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び理事会又は山口県知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会及び理事会の招集を請求し、又はこれらを招集すること。

(任 期)

第13条 役員任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する通常総会の終了の時までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行われなければならない。

(解 任)

第14条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、その旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第15条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 役員報酬及び費用弁償について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

## 第4章 会 議

(種別)

第16条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第18条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年6月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要があると認めたとき。

(2) 会員の議決権総数の5分の1以上となる会員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要があると認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第20条 会議は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第3号の場合にあっては請求のあった日から40日以内に、同条第3項第2号又は第3号の場合にあっては請求のあった日から20日

以内に会議を招集しなければならない。

3 理事長は、会議を招集するときは、その構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

第21条 第19条第2項第3号及び第3項第3号の請求があった場合において、理事長が正当な理由がないのに会議招集の手続きをしないときは、監事は会議を招集しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席会員から選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 総会は、議決権総数の過半数となる者が出席しなければ開会することができない。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の議決権数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わることができない。

2 理事会の議事は出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 出席した会員の数又は理事の氏名

(4) 書面表決又は表決の委任をした会員の数

(5) 議決事項

(6) 議事の経過及び結果並びに発言者の発言要旨

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した構成員のうちから、その会議において議事開始前に選任された2人以上の議事録署名人が記名押印しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び負担金
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第28条 資産は基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産に栽培漁業推進基金（以下「基金」という。）を設け、基金は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 昭和59年3月31日現在の基本金の額
- (2) 総会の議決に基づき基金に充てることとして課せられた負担金
- (3) 基金とすることを指定して寄付された金品
- (4) 総会で基金に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において出席会員の議決権数の4分の3以上の同意を得、かつ、山口県知事の承認を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第30条 資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第32条 この法人の事業計画及び予算は、総会の議決を経た後、山口県知事へ提出しなければならない。これを変更するときも同様とする。ただし、軽微な変更については、理事会の議決により行うことができる。

2 総会の日までの予算の執行は、前年度の予算に準じて行う。この場合の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、監事の監査を経て、その事業年度の終了の日から3か月以内に、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第34条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、総会の議決を経、かつ、山口県知事の承認を得なければならない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において議決権総数の4分の3以上の議決を経、かつ、山口県知事の承認を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合には、議決権総数の4分の3以上の議決を経、かつ、山口県知事の認可を得なければならない。
- 3 この法人が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、山口県知事の認可を得て、国、地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄付するものとする。

## 第7章 事務局

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 この事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第8章 雑則

(その他)

第38条 この定款に規定するもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この定款は、平成5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 理事の定数は、第11条第1項第4号の規定にかかわらず、平成5年5月31日までは、25人以上30人以内とする。
- 3 理事の職にある者の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成5年5月31日までとする。
- 4 この定款の施行後平成7年5月31日までに第11条第1項第4号及び第2項の規定により任命される理事（補欠の員は除く）の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず同日までとする。

### (施行期日)

- 1 この定款の変更は、山口県知事の認可のあった日（平成11年6月18日）から施行する。

### (施行期日)

- 1 この定款の変更は、山口県知事の認可のあった日（平成17年6月30日）から施行する。
- 2 第5条の3に規定する議決権に係る栽培漁業推進基金の額は、平成17年3月31日までに提出された額とする。

### (施行期日)

- 1 この定款の変更は、山口県知事の許可のあった日（平成18年6月16日）から施行する。

### (施行期日)

- 1 この定款の変更は、山口県知事の許可のあった日（平成19年7月3日）から施行する。

(附属書)

社団法人 山口県栽培漁業公社 役員選任規程

(候補者とすることができない者)

第1条 次に掲げる者は、役員候補者とすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産者で復権できない者

(新任の期日)

第2条 役員任期満了による選任は、当該役員任期満了する日の60日前の日以後にこれを行う。

(選任の方法)

第3条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2 理事長は、役員選任を行う総会の招集通知には、選任する理事又は監事の数を示さなければならない。

(選任に関する議案)

第4条 役員選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員選任に関する議案を総会に提出するときは、ア及びイの規定により推せんされた者をもって議案を作成しなければならない。

ア. 別表に定める区分ごとに、この法人の会員であつて、その区分に応じてこの法人の会員を代表するものとして推せんされた者

イ. 理事長が、アの規定とは別に推せんした者

3 理事長は前項の規定により役員選任に関する議案を総会に提出しようとするときは、本人の承諾を得ておかななければならない。

(準用規定)

第5条 議決権の代理行使及び議決については、定款第24条及び第25条の規定を準用する。

(通知及び公告並びに役員就任)

第6条 役員選任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所及び氏名並びに理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があつたとき、役員に就任するものとする。ただし、公告のときが現任役員任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(補欠の選任)

第7条 役員中、欠員を生じた場合において、その欠員数が理事又は監事の定数の2分の1以上になったとき、又は理事会が必要と認めるときは、補欠選任を行わなければならない。

2 前項の補欠選任は、役員の任期満了の日の4か月以内においては行わない。

3 前1項の場合は、前条までの規定を準用する。

別 表

第4条 第2項アに規定する区分

分 類	区 分
1. 漁業協同組合及び系統団体	山口県漁業協同組合
	山口県内水面漁業協同組合連合会
2. 地域栽培漁業推進協議会等	次の8協議会等
	(社)山口県内海東部栽培漁業協会
	(社)山口県光・熊毛地区栽培漁業協会
	周南地域栽培漁業推進協議会
	吉佐統括支店栽培漁業推進協議会
	宇部小野田山陽地域栽培漁業推進協議会
	下関地域栽培漁業推進協議会
	長門地域栽培漁業推進協議会
阿武・萩地域栽培漁業推進協議会	
3. 地方公共団体	山口県
	山口県市長会
	山口県町村会

(社) 山口県栽培漁業公社 役員名簿

平成23年6月29日現在

区分	役 職 名	氏 名
理事長	(社) 山口県栽培漁業公社理事長	潮 田 卓 三
副理事長	山口県漁業協同組合代表理事組合長	田 中 傳
理 事	山口県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長	清 水 玉 夫
〃	(社) 山口県内海東部栽培漁業協会事務局長	河 本 雅 史
〃	(社) 山口県光・熊毛地区栽培漁業協会会長	大 西 一 治
〃	周南地域栽培漁業推進協議会会長	弘 中 弘
〃	吉佐統括支店栽培漁業推進協議会会長	石 田 惠 治
〃	宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会会長	河 野 直 行
〃	下関地域栽培漁業推進協議会副会長	濱 本 幾 男
〃	長門地域栽培漁業推進協議会会長	津 室 喜 久
〃	阿武・萩地域栽培漁業推進協議会会長	塩 谷 正 人
〃	長 門 市 長	南 野 京 右
〃	上 関 町 長	柏 原 重 海
〃	独立行政法人水産大学校教授	須 田 有 輔
〃	山口県農林水産部審議監	渡 邊 憲一郎
監 事	阿 武 町 長	中 村 秀 明
〃	山口県漁業信用基金協会理事長	梅 田 孝 夫
〃	山口県漁船保険組合専務理事	荒 川 正 治

平成22年度  
業 務 報 告 書

平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで

[付、平成23年度事業計画書]

社団法人 山口県栽培漁業公社

第1号議案

平成22年度 事業報告書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

第1 組織の状況

1 主な庶務事項

年 月 日	事 項	場 所
平成22. 4. 1	公社辞令交付	山 口 市 (秋穂)
4. 20	公社監査会	山 口 市 (秋穂)
5. 19	公社第1回理事会	山 口 市 (秋穂)
6. 10	公社通常総会	山 口 市 (秋穂)
11. 14	山口県豊魚祭	宇 部 市 (床波)
平成23. 2. 8	放流種苗中間育成担当者会議	山 口 市 (秋穂)
2. 15	公社第2回理事会	山 口 市 (秋穂)
3. 15	内海中部以東地域栽培漁業推進協議会	柳 井 市
3. 16	外海地域栽培漁業推進協議会	長 門 市
3. 18	第1回種苗需給調整会議	山 口 市 (秋穂)

## 2 総 会

区分	開 催 年月日	開催日 現在正 会員数	出席正会員数			議 事 事 項	可否 の 別
			本人	書面	計		
通  常	22.6.10	44 (124)	14 (81)	29 (42)	43 (123)	第1号議案 平成21年度事業報告書、正味 財産増減計算書、貸借対照表及 び財産目録について 第2号議案 平成22年度事業計画案及び収 支予算案について 第3号議案 負担金の納入について 第4号議案 役員報酬について 第5号議案 補欠選任に伴う役員（理事2 名）の選任について	各 号 議 案 と も 原 案 ど お り          可 決

※（ ）内の数字は議決権数

## 3 会 員

区 分	前年度末現在	本 年 度 加 入	本 年 度 脱 会	本 年 度 末 現 在
正 会 員	44	0	0	44
(内 訳)	山 口 県	1	漁 協	13
	市 町 村	18	地 裁 協 等	8
	系 統 団 体	4	計	44

## 4 役 員

(平成23年3月31日現在)

区 分	員 数	常 勤	非 常 勤
理 事 長	1	1	0
副 理 事 長	1	0	1
常 務 理 事	0	0	0
理 事	12	0	12
監 事	2	0	2
合 計	16	1	15

## 第2 事業の概要

### 1 概況

本社は、沿岸漁場整備開発法に基づく指定法人として、山口県における栽培漁業推進の中核組織となっており、県及び県下8地域の栽培漁業推進協議会（以下「地裁協」と略称する。）と連携をとりながら栽培漁業に関する諸事業を積極的に実施している。

当社の基本財産である10億円の基金運用益を活用して行う栽培関連事業については、運用益が世界的な金融危機の影響を受け減少したため、繰越金で補填して「栽培漁業推進対策事業」は従来どおりの規模で、内海西部地域のクルマエビ、ガザミの放流委託事業等を、また、基金運用益と県補助金、各地裁協等からの負担金を得て行う「放流効果実証事業」では、昨年に引き続き、外海域でヒラメ50万尾、トラフグ30万尾、マダイ100万尾を中間育成し放流した。同じく、内海中部以東地域でも、マダイ58万尾、ヒラメ35万尾の中間育成・放流を関係各地裁協の協力を得て実施した。

県からの指定管理業務である3箇所の栽培漁業センターの施設維持管理と12魚種に及ぶ放流用・養殖用種苗の生産業務では、総じて計画どおりの生産・配布を行うことが出来た。

### 2 事業実績

#### (1) 栽培漁業推進対策事業

##### ア 栽培漁業に関する指導、普及啓発等事業

- 各地裁協が実施する中間育成、放流等の事業並びに地裁協総会等において県と連携して助言、指導を行った。また、各地裁協の放流種苗の需要に対して、県と連携して種苗の需給調整を行った。
- 栽培漁業の意識啓発及び中間育成技術の向上を図るため、次のとおり研修会を実施した。

・平成23年2月8日 内海栽培漁業センターで各地裁協の中間育成担当者会議を開催（魚類部会38人、甲殻類部会26人参加）

- 豊魚祭等への支援

平成22年11月14日宇部市床波漁港で開催された山口県豊魚祭実行委員会主催の豊魚祭で、栽培対象種の水槽展示その他各般にわたって支援、協力を行った。

##### イ 種苗の中間育成、放流委託事業

放流効果実証事業を終えた後も一部の地裁協で取り組んでいるクルマエビ、ガザミ等の中間育成、放流事業について当社からも次のとおり支援、委託実施した。

吉佐地裁協	クルマエビ・ガザミ	委託費	1,650千円
宇部・小野田・山陽地裁協	クルマエビ・ガザミ	〃	1,670千円
下関地裁協	ヒラメ・ガザミ	〃	680千円
		合計	4,000千円



クルマエビ、ガザミ、ヒラメの中間育成・放流の概要

(尾数の単位；千尾)

実施地裁協	中間育成			放流		
	魚種	場所	受入尾数	地域	全長(mm)	放流尾数
吉佐地裁協	クルマエビ	向島	1,300	防府市内地先 山口市地先	47.6	844
	ガザミ	内栽	140	野島地先	C3 (11~16mm)	47
宇部 小野田 山陽地裁協	クルマエビ	宇部	508	宇部市地先、厚狭 川河口、埴生地先	50.0	274
	ガザミ	内栽	63	同上	C3 (11~16mm)	23
下関地裁協	ガザミ	下関	120	下関市内海地先	C3 (11~16mm)	120
	ヒラメ	外栽	8	下関市長府地先	62.0	8

(2) 放流効果実証事業

県の補助事業として「資源増大対策事業」で、外海地域ではヒラメ50万尾、トラフグ30万尾、内海中部以東地域でヒラメ35万尾を、更に「公社単独事業」では外海地域でマダイ100万尾、内海中部以東地域でマダイ58万尾、それぞれ当公社の基金運用益のほか関係各地裁協等からの負担金を加えて、関係各地裁協へ中間育成、放流を委託して実施した。併せて事業推進のための協議会を開催して、放流効果の実証等を行った。

ア 推進協議会の開催

区分	外海地域栽培漁業推進協議会	内海中部以東地域栽培漁業推進協議会
開催日	平成23年3月16日	平成23年3月15日
開催場所	長門市 県漁協山口ながと統括支店会議室	柳井市 県漁協柳井営業所会議室
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度事業の実施概要</li> <li>・平成23年度事業の実施計画</li> <li>・トラフグの放流効果について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度事業の実施概要</li> <li>・平成23年度事業の実施計画</li> <li>・「山口県瀬戸内海のヒラメ資源解析」について</li> </ul>

イ 種苗の中間育成・放流の結果

(外海地域) ----- 別表①のとおり

(瀬戸内海中部以東地域) ----- 別表②のとおり

(3) 栽培漁業資源回復等対策事業

(社) 全国豊かな海づくり推進協会の補助をうけて、水産研究センターが中心となって、外海地域でヒラメ、内海地域でトラフグ、クルマエビの放流効果調査を実施した。

(4) 種苗生産等事業

山口県との指定管理協定に基づき、次の業務を実施した。

ア 放流用種苗の生産及び配布業務 (種苗生産実績は別表③のとおり)

イ 養殖用種苗の生産及び配布業務 ( " )

ウ 技術開発研究用種苗の生産及び配布業務 ( " )

エ 指導研修業務 (研修等実施状況は別表④のとおり)

オ 内海・外海・外海第2の各栽培漁業センターの施設及び設備の維持管理業務

別表① 種苗の中間育成・放流の結果  
(外海地域)

(尾数の単位；千尾)

魚種	中間育成		放流		
	場所	受入尾数	地域	全長 (mm)	尾数
トラフグ	旭水産(有)	300	阿武・萩	64.7～ 65.9	133
			下関市	64.7～ 77.1	89
	計	300	計		222
ヒラメ	山口県漁協(大島支店)	100	阿武・萩	60～69	64
	外海栽培センター(萩小畑)	100	〃	67.8	80
	〃(仙崎)	120	油谷湾	62.9	96
	山口県漁協(仙崎)	30	仙崎湾	56.5	29
	山口県漁協(耕牛支店)	50	下関	62.5～ 63.7	44
	山口県漁協(下関ひびき支店)	100	下関	62.6～ 81.3	85
	計	500	計		398
マダイ	山口県漁協(須佐支店)	140	阿武・萩	50.0	139
	〃(萩大島支店)	210	萩	59.0	209
	外海栽培センター	350	大津・長門	65.3	280
	角島漁協	300	下関	70.9	240
	計	1,000	計		868

(注) 受入種苗の大きさは、マダイ、ヒラメは30mm、トラフグは25mm

別表② 種苗の中間育成・放流の結果  
(瀬戸内海中部以東地域)

(尾数の単位；千尾)

魚種	中間育成		放流		
	場所	受入尾数	地域	全長 (mm)	尾数
マダイ	内海東部栽培センター 光・熊毛栽培センター	300	岩柳・玖珂・大島	61.0	210
	(上関本場)	280	光・熊毛	60.9	252
イ	計	580	計		462
ヒラメ	内海東部栽培センター	60	岩柳・玖珂・大島	73.0	60
	大島町漁協	20	大島町	65.3	19
	光・熊毛栽培センター	120	光・熊毛	65.0	100
	下松市栽培センター	100	周南	63.0	90
	山口県漁協(騷)	50	防府市、山口市	80~90	40
	計	350	計		309

(注) 受入種苗の大きさは、マダイは20mm、ヒラメは30mm

※ 光・熊毛地区栽培漁業センター(上関本場)のマダイ種苗の受入は20mm  
400千尾の予定であったが、都合により30mm280千尾を受け入れたものである。

別表③ 平成22年度種苗生産実績

(単位；千尾、千個)

種 苗 名	大きさ (mm)	放 流 用		養 殖 用		技術開発研究用		合 計	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
ク ル マ エ ビ	1 3	9,370	9,470	880	1,599			10,250	11,069
	2 0	0	0					0	0
ガ ザ ミ	4	3,950	4,120					3,950	4,120
モ ク ズ ガ ニ	C 1	500	650					500	650
マ ダ イ	2 0	950	750					950	750
	3 0	900	1,380	0	22			900	1,402
	5 0	10	10	0	0			10	10
ト ラ フ グ	2 5	495	530					495	530
	3 0	0	0	0	0			0	0
	7 0	2.5	7	0	0			2.5	7
ヒ ラ メ	3 0	900	1,100					900	1,100
	5 0	170	211	0	40			170	251
カ サ ゴ	3 0	660	756					660	756
	6 0	110	143	0	0			110	143
ア ユ	5 0	1,900	1,828	1,800	1,241			3,700	3,069
ア ワ ビ	1 3	660	689					660	689
	3 0	145	185					145	185
ア カ ガ イ	1	1,050	900	700	1,095			1,750	1,995
ア カ ウ ニ	1 0	214	295					214	295
マ コ ガ レ イ	5 0			15	15			15	15

(注) アカウニ、マコガレイは県外種苗を購入配布

別表④ 研修等実施状況

ア 栽培漁業公社における研修、視察等の受け入れ実績(3センター合計)(単位;人)

月 区	漁業関係	官庁・一般・外国	学校関係	計
4月		23		23
5			440	440
6	1	48	340	389
7		17	166	183
8		7		7
9			37	37
10		22	538	560
11		22	59	81
12			39	39
1				
2				
3	2			2
計	3	139	1,619	1,761

イ 栽培漁業センター別研修、視察等の受け入れ状況 (単位;人)

センター別 区分	漁業関係	官庁・一般・外国	学校関係	計
内海栽培センター(事務局)		72	1,551	1,623
外海栽培センター	3	30	30	63
外海第二栽培センター		37	38	75
計	3	139	1,619	1,761

表 平成22年度 視察等の受け入れ状況

年 月 日	場 所	視 察 団 体 名	人 数
平成22. 4. 14	内 裁	山口市陶老人会（日吉悠々クラブ）	23
5. 12	〃	宇部市立西宇部小学校5年生	82
14	〃	山口市立大歳小学校3年生	127
20	〃	下関市立勝山小学校5年生	140
20	外 二	阿武町立奈古小学校5年生	20
25	内 裁	宇部市立黒石小学校5年生	71
6. 1	〃	山口市立白石小学校5年生	105
3~4	外 二	水産高校（校外実習）	6
7	外 裁	下松市栽培漁業センター	1
9	内 裁	山口市立名田島小学校5年生	14
10	〃	周南農業協同組合三田川女性部	40
11	〃	山口市立平川小学校5年生	184
17~18	〃	防府市立桑山中学校2年生3名（職場体験学習）	3
22	〃	山口市立大海小学校5年生	28
22	外 裁	長門市市議会議員	8
7. 1	内 裁	山口市立良城小学校5年生	166
12	外 二	且西老人クラブ「つくし会」	17
8. 19	〃	水産大学校JICA研修生	7
9. 29	内 裁	水産大学校水産流通経営学科3年生	37
10. 1	外 二	県農林水産部職員研修	12
5	内 裁	水産大学校JICA研修生	9
6	〃	防府市立大道小学校5年生	43
13	〃	山口市立大殿小学校3年生	100
15	〃	山口市立湯田小学校3年生	131
18	外 二	阿武町議会議員	1
20	内 裁	山口市立井関小学校5年生	26
22	〃	山口市立小郡小学校3年生	91
26	〃	防府市立牟礼小学校5年生	90
29	〃	防府市立西浦小学校5年生	27
29	外 裁	東京都高校生	30
11. 12	〃	JICA研修生（海外青年協力隊周南友の会）	22
16	内 裁	山口市立秋穂小学校5年生	47
25	外 二	水産高校1年生（企業見学）	12
12. 14	内 裁	水産大学校生物生産学科3年生	39
平成23. 3. 28	外 裁	広島県栽培漁業協会	2
合 計			1,761

## 正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	栽培漁業推進 対策事業会計	放流効果実証 事業会計	資源回復等 対策事業会計	種苗生産等 事業会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部						
1 経常増減の部						
(1) 経常収益						
①基本財産運用益	13,697,164	0	0	0	0	13,697,164
②特定資産運用益	0	0	0	43,025	0	43,025
③受取補助金	0	6,746,000	9,386,000	0	0	16,132,000
④受取負担金	0	10,040,000	0	0	0	10,040,000
⑤事業収入	0	0	629,000	294,739,000	0	295,368,000
⑥雑収益	54,170	0	0	1,020,704	0	1,074,874
⑦他会計からの繰入額	0	13,047,720	0	0	△ 13,047,720	0
⑧受取補助金 (指定正味財産からの振替)	0	2,168,723	0	0	0	2,168,723
経常収益計	13,751,334	32,002,443	10,015,000	295,802,729	△ 13,047,720	338,523,786
(2) 経常費用						
①事業費	4,719,880	32,931,896	10,015,000	253,120,073	0	300,786,849
②管理費	0	0	0	43,729,801	0	43,729,801
③他会計への繰出額	13,047,720	0	0	0	△ 13,047,720	0
経常費用計	17,767,600	32,931,896	10,015,000	296,849,874	△ 13,047,720	344,516,650
当期経常増減額	△ 4,016,266	△ 929,453	0	△ 1,047,145	0	△ 5,992,864
2 経常外増減の部						
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,016,266	△ 929,453	0	△ 1,047,145	0	△ 5,992,864
一般正味財産期首残高	46,034,961	1,858,909	0	4,986,622	0	52,880,492
一般正味財産期末残高	42,018,695	929,456	0	3,939,477	0	46,887,628
II 指定正味財産増減の部						
①基本財産運用益						
基本財産受取利息	13,697,164	0	0	0	0	13,697,164
②一般正味財産への振替額						
一般正味財産への振替額	△ 13,697,164	△ 2,168,723	0	0	0	△ 15,865,887
当期指定正味財産増減額	0	△ 2,168,723	0	0	0	△ 2,168,723
指定正味財産期首残高	1,000,860,000	4,337,451	0	0	0	1,005,197,451
指定正味財産期末残高	1,000,860,000	2,168,728	0	0	0	1,003,028,728
III 正味財産期末残高	1,042,878,695	3,098,184	0	3,939,477	0	1,049,916,356



# 正味財産増減計算書 (栽培漁業推進対策事業費)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	13,697,164	15,446,290	△ 1,749,126
基本財産受取利息(指定からの振替)	13,697,164	15,446,290	△ 1,749,126
⑥雑収益	54,170	373,729	△ 319,559
受取利息	54,170	78,679	△ 24,509
雑収益	0	295,050	△ 295,050
経常収益計	13,751,334	15,820,019	△ 2,068,685
(2) 経常費用			
事業費			
栽培漁業推進対策事業費	4,719,880	4,849,997	△ 130,117
旅費交通費	201,260	230,142	△ 28,882
会議費	141,540	230,860	△ 89,320
通信運搬費	27,050	17,700	9,350
消耗品費	69,375	90,215	△ 20,840
印刷製本費	35,700	35,700	0
支払負担金	236,000	236,000	0
委託費	4,000,000	4,000,000	0
雑費	8,955	9,380	△ 425
減価償却費			
他会計への繰出額	13,047,720	14,940,131	△ 1,892,411
経常費用計	17,767,600	19,790,128	△ 2,022,528
当期経常増減額	△ 4,016,266	△ 3,970,109	△ 46,157
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,016,266	△ 3,970,109	△ 46,157
一般正味財産期首残高	46,034,961	50,005,070	△ 3,970,109
一般正味財産期末残高	42,018,695	46,034,961	△ 4,016,266
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産運用益			
基本財産受取利息	13,697,164	15,446,290	△ 1,749,126
②一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 13,697,164	△ 15,446,290	1,749,126
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,860,000	1,000,860,000	0
指定正味財産期末残高	1,000,860,000	1,000,860,000	0
III 正味財産期末残高	1,042,878,695	1,046,894,961	△ 4,016,266

# 正味財産増減計算書

(放流効果実証事業)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取補助金			
重要資源回復計画推進総合対策事業	6,746,000	6,746,000	0
受取負担金			
受取放流効果実証事業費負担金	10,040,000	10,040,000	0
他会計からの繰入額	13,047,720	14,940,131	△ 1,892,411
受取補助金(減価償却費分)	2,168,723	2,168,723	0
経常収益計	32,002,443	33,894,854	△ 1,892,411
(2) 経常費用			
放流効果実証事業費	32,931,896	34,824,307	△ 1,892,411
推進事業費	147,705	191,686	△ 43,981
旅費交通費	27,405	64,946	△ 37,541
通信運搬費	17,600	17,600	0
消耗品費	20,940	34,000	△ 13,060
会議費	81,760	75,140	6,620
育成強化事業費	17,518,500	17,555,500	△ 37,000
種苗購入費	8,137,500	8,137,500	0
委託費	9,381,000	9,418,000	△ 37,000
単独育成管理事業費	12,167,515	13,978,945	△ 1,811,430
種苗購入費	6,258,000	6,258,000	0
修繕費	440,535	2,169,720	△ 1,729,185
委託費	5,461,000	5,536,000	△ 75,000
雑費	7,980	15,225	△ 7,245
減価償却費	3,098,176	3,098,176	0
経常費用計	32,931,896	34,824,307	△ 1,892,411
当期経常増減額	△ 929,453	△ 929,453	0
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 929,453	△ 929,453	0
一般正味財産期首残高	1,858,909	2,788,362	△ 929,453
一般正味財産期末残高	929,456	1,858,909	△ 929,453
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△ 2,168,723	△ 2,168,723	0
当期指定正味財産増減額	△ 2,168,723	△ 2,168,723	0
指定正味財産期首残高	4,337,451	6,506,174	△ 2,168,723
指定正味財産期末残高	2,168,728	4,337,451	△ 2,168,723
III 正味財産期末残高	3,098,184	6,196,360	△ 3,098,176

## 正味財産増減計算書 (資源回復等対策事業)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
国庫補助金収入	9,386,000	0	9,386,000
資源回復対策事業収入	629,000	4,755,929	△ 4,126,929
経常収益計	10,015,000	4,755,929	5,259,071
(2) 経常費用			
資源回復等対策事業費			
海域協議会等開催費	1,077,081	319,005	758,076
旅費交通費	211,342	300,940	△ 89,598
臨時雇賃金	0	0	0
通信運搬費	23,520	3,075	20,445
消耗品費	842,219	14,990	827,229
適地放流費	4,790,037	265,436	4,524,601
種苗確保費	3,855,500	0	3,855,500
種苗運搬費	439,600	0	439,600
臨時雇賃金	263,360	159,120	104,240
消耗品費	231,577	71,948	159,629
借損料	0	34,368	△ 34,368
放流効果調査費	3,518,882	4,171,488	△ 652,606
市場調査費	496,960	0	496,960
通信運搬費	14,910	33,600	△ 18,690
諸謝金	0	468,550	△ 468,550
消耗品費	3,007,012	3,669,338	△ 662,326
稚魚混獲防止対策費	629,000	0	629,000
旅費交通費	8,320	0	8,320
通信運搬費	2,520	0	2,520
消耗品費	282,160	0	282,160
賃借料費	336,000	0	336,000
経常費用計	10,015,000	4,755,929	5,259,071
当期経常増減額	0	0	0
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0

当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	0	0	0

# 正味財産増減計算書

(種苗生産等事業)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	43,025	99,919	△ 56,894
特定資産受取利息	43,025	99,919	△ 56,894
事業収益	294,739,000	316,957,323	△ 22,218,323
指定管理料収入	287,419,000	308,082,000	△ 20,663,000
種苗生産試験受託収入	3,000,000	6,550,000	△ 3,550,000
緊急雇用対策事業収入	4,320,000	2,325,323	1,994,677
雑収益	1,020,704	1,101,267	△ 80,563
受取利息	30,004	26,743	3,261
雑収益	990,700	1,074,524	△ 83,824
経常収益計	295,802,729	318,158,509	△ 22,355,780
(2) 経常費用			
種苗生産試験受託事業費	3,000,000	6,550,000	△ 3,550,000
旅費交通費	186,897	296,066	△ 109,169
通信運搬費	3,370	11,070	△ 7,700
消耗品費	2,151,068	4,230,417	△ 2,079,349
燃料費	582,540	1,134,945	△ 552,405
光熱水料費	0	847,052	△ 847,052
賃借料	76,125	30,450	45,675
緊急雇用対策事業費	4,320,000	2,325,323	1,994,677
臨時雇賃金	2,967,600	1,606,400	1,361,200
福利厚生費	58,136	23,279	34,857
旅費交通費	0	600	△ 600
賃借料	0	90,300	△ 90,300
消耗品費	1,294,264	604,744	689,520
種苗生産等事業費	245,800,073	263,698,529	△ 17,898,456
給料手当	98,636,992	105,741,069	△ 7,104,077
退職給付費用	5,303,019	5,504,157	△ 201,138
臨時雇賃金	12,367,680	13,272,480	△ 904,800
福利厚生費	15,324,910	15,429,927	△ 105,017
旅費交通費	2,070,102	2,218,275	△ 148,173
通信運搬費	90,760	122,713	△ 31,953
消耗什器備品費	384,780	1,009,050	△ 624,270
修繕費	10,432,727	20,532,669	△ 10,099,942
消耗品費	56,448,775	57,439,873	△ 991,098
燃料費	11,770,086	10,269,448	1,500,638
光熱水料費	30,966,317	30,263,618	702,699

# 正味財産増減計算書

(種苗生産等事業)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
賃借料	2,003,925	1,895,250	108,675
②管理費			
事業管理費	43,729,801	46,687,695	△ 2,957,894
役員報酬	4,946,510	5,007,740	△ 61,230
給料手当	17,574,271	16,709,973	864,298
退職給付費用	127,776	135,224	△ 7,448
福利厚生費	3,305,700	3,095,818	209,882
会議費	20,000	30,000	△ 10,000
旅費交通費	378,095	441,965	△ 63,870
通信運搬費	1,047,223	1,032,095	15,128
消耗什器備品費	422,600	730,945	△ 308,345
消耗品費	2,258,309	3,781,118	△ 1,522,809
修繕費	554,905	699,405	△ 144,500
印刷製本費	84,000	345,450	△ 261,450
光熱水料費	2,574,022	2,455,015	119,007
賃借料費	124,404	161,574	△ 37,170
委託費	6,512,296	8,699,779	△ 2,187,483
保険料	778,980	804,180	△ 25,200
租税公課	1,400,600	869,400	531,200
雑費	572,965	584,976	△ 12,011
減価償却費	1,047,145	1,103,038	△ 55,893
経常費用計	296,849,874	319,261,547	△ 22,411,673
当期経常増減額	△ 1,047,145	△ 1,103,038	55,893
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
什器備品除却	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,047,145	△ 1,103,038	55,893
一般正味財産期首残高	4,986,622	6,089,660	△ 1,103,038
一般正味財産期末残高	3,939,477	4,986,622	△ 1,047,145
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	3,939,477	4,986,622	△ 1,047,145

# 貸借対照表 総括表

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	栽培推進	放流効果	資源回復等対策	種苗生産	合計
<b>I 資産の部</b>					
1. 流動資産					
現金預金	24,956,510	0	0	3,528,310	28,484,820
定期預金	10,000,000	0	0	0	10,000,000
未収金	7,075,000	0	0	12,216,124	19,291,124
立替金	0	0	0	0	0
流動資産合計	42,031,510	0	0	15,744,434	57,775,944
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	968,768	0	0	0	968,768
投資有価証券	999,891,232	0	0	0	999,891,232
基本財産合計	1,000,860,000	0	0	0	1,000,860,000
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	0	0	0	42,891,169	42,891,169
特定資産合計	0	0	0	42,891,169	42,891,169
(3) その他の固定資産					
構築物(放流効果)	0	3,098,184	0	0	3,098,184
構築物	0	0	0	886,878	886,878
什器備品	0	0	0	3,052,599	3,052,599
その他の固定資産合計	0	3,098,184	0	3,939,477	7,037,661
固定資産合計	1,000,860,000	3,098,184	0	46,830,646	1,050,788,830
資産合計	1,042,891,510	3,098,184	0	62,575,080	1,108,564,774
<b>II 負債の部</b>					
1. 流動負債					
未払金	12,815	0	0	15,736,520	15,749,335
預り金	0	0	0	7,914	7,914
流動負債合計	12,815	0	0	15,744,434	15,757,249
2. 固定負債					
退職給付引当金	0	0	0	42,891,169	42,891,169
固定負債合計	0	0	0	42,891,169	42,891,169
負債合計	12,815	0	0	58,635,603	58,648,418
<b>III 正味財産の部</b>					
1. 指定正味財産					
栽培漁業推進基金	1,000,860,000	0	0	0	1,000,860,000
構築物(放流効果補助金)	0	2,168,728	0	0	2,168,728
指定正味財産合計	1,000,860,000	2,168,728	0	0	1,003,028,728
(うち基本財産への充当額)	(1,000,860,000)	(0)	(0)	(0)	(1,000,860,000)
2. 一般正味財産	42,018,695	929,456	0	3,939,477	46,887,628
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	1,042,878,695	3,098,184	0	3,939,477	1,049,916,356
負債及び正味財産合計	1,042,891,510	3,098,184	0	62,575,080	1,108,564,774

# 貸借対照表

(栽培漁業推進対策事業)

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	24,956,510	29,296,681	△ 4,340,171
山口銀行	24,426,672	28,846,175	△ 4,419,503
山口県漁協	529,838	450,506	79,332
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
未収金	7,075,000	6,746,000	329,000
流動資産合計	42,031,510	46,042,681	△ 4,011,171
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	968,768	996,539	△ 27,771
投資有価証券	999,891,232	999,863,461	27,771
基本財産合計	1,000,860,000	1,000,860,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他の固定資産			
その他の固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	1,000,860,000	1,000,860,000	0
資産合計	1,042,891,510	1,046,902,681	△ 4,011,171
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	12,815	7,720	5,095
預り金	0	0	0
流動負債合計	12,815	7,720	5,095
2. 固定負債			
退職給付引当金			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	12,815	7,720	5,095
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
栽培漁業推進基金	1,000,860,000	1,000,860,000	0
構築物(放流効果補助金)			
指定正味財産合計	1,000,860,000	1,000,860,000	0
(うち基本財産への充当額)	(1,000,860,000)	(1,000,860,000)	0
2. 一般正味財産	42,018,695	46,034,961	△ 4,016,266
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	0
正味財産合計	1,042,878,695	1,046,894,961	△ 4,016,266
負債及び正味財産合計	1,042,891,510	1,046,902,681	△ 4,011,171



# 貸借対照表

(放流効果実証事業)

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
未収金			
流動資産合計	0	0	0
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金			
投資有価証券			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他の固定資産			
構築物(放流効果)	3,098,184	6,196,360	△ 3,098,176
什器備品			
その他の固定資産合計	3,098,184	6,196,360	△ 3,098,176
固定資産合計	3,098,184	6,196,360	△ 3,098,176
資産合計	3,098,184	6,196,360	△ 3,098,176
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
預り金			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
退職給付引当金			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
栽培漁業推進基金			
構築物(放流効果補助金)	2,168,728	4,337,451	△ 2,168,723
指定正味財産合計	2,168,728	4,337,451	△ 2,168,723
(うち基本財産への充当額)			
2. 一般正味財産	929,456	1,858,909	△ 929,453
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	3,098,184	6,196,360	△ 3,098,176
負債及び正味財産合計	3,098,184	6,196,360	△ 3,098,176

# 貸借対照表

(資源回復等対策事業)

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
未収金			
流動資産合計	0	0	0
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金			
投資有価証券			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他の固定資産			
構築物(放流効果)			
構築物			
什器備品			
その他の固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	0	0	0
資産合計	0	0	0
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
預り金			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
退職給付引当金			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
栽培漁業推進基金			
構築物(放流効果補助金)			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)			
2. 一般正味財産	0	0	0
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	0	0	0
負債及び正味財産合計	0	0	0

# 貸借対照表

(種苗生産等事業)

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,528,310	2,673,101	855,209
未収金	12,216,124	21,502,595	△ 9,286,471
立替金	0	6,850	△ 6,850
流動資産合計	15,744,434	24,182,546	△ 8,438,112
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金			
投資有価証券			
基本財産合計	0	0	0
(2)特定資産			
退職給付引当資産	42,891,169	37,460,374	5,430,795
特定資産合計	42,891,169	37,460,374	5,430,795
(3)その他の固定資産			
構築物	886,878	1,082,389	△ 195,511
什器備品	3,052,599	3,904,233	△ 851,634
その他の固定資産合計	3,939,477	4,986,622	△ 1,047,145
固定資産合計	46,830,646	42,446,996	4,383,650
資産合計	62,575,080	66,629,542	△ 4,054,462
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	15,736,520	24,179,546	△ 8,443,026
預り金	7,914	3,000	4,914
流動負債合計	15,744,434	24,182,546	△ 8,438,112
2. 固定負債			
退職給付引当金	42,891,169	37,460,374	5,430,795
固定負債合計	42,891,169	37,460,374	5,430,795
負債合計	58,635,603	61,642,920	△ 3,007,317
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
栽培漁業推進基金			
構築物(放流効果補助金)			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0
2. 一般正味財産	3,939,477	4,986,622	△ 1,047,145
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	0
正味財産合計	3,939,477	4,986,622	△ 1,047,145
負債及び正味財産合計	62,575,080	66,629,542	△ 4,054,462

# 財 産 目 録

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
(1) 現金預金		
現金手許有高	0	
普通預金		
山口銀行県庁内支店	24,426,672	
山口銀行秋穂支店	3,528,310	
山口県漁業協同組合 本所	529,838	
定期預金		
山口県漁業協同組合	10,000,000	
現金預金計	38,484,820	
(2) 未収金	19,291,124	
(3) 立替金	0	
流動資産合計		57,775,944
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金		
山口県漁業協同組合	968,768	
有価証券		
公社債	999,891,232	
基本財産合計	1,000,860,000	
(2) 特定資産		
退職給付引当資産		
山口銀行秋穂支店 定期預金	42,891,169	
特定資産合計	42,891,169	
(3) その他の固定資産		
構築物(放流効果実証事業)	3,098,184	
構築物	886,878	
什器備品	3,052,599	
その他の固定資産合計	7,037,661	
固定資産合計		1,050,788,830
資産合計		1,108,564,774
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払金	15,749,335	
預り金	7,914	
流動負債合計		15,757,249
2. 固定負債		
退職給付引当金	42,891,169	
固定負債合計		42,891,169
負債合計		58,648,418
正味財産		1,049,916,356

平成22年度末 未収金・預り金・未払金一覧表

未収金

平成22年度労災保険料精算	77,124
指定管理料	7,419,000
種苗生産試験委託料(アカアマダイ)	2,000,000
栽培漁業促進事業(緊急あさり)事業収益	2,720,000
稚魚混獲防止対策事業収入	329,000
資源増大対策事業山口県補助金	6,746,000
合 計	19,291,124

預り金

平成23年3月分 賃金より所得税預かり	7,914
合 計	7,914

未払金

栽培推進・放流効果事業費			
栽培漁業推進対策事業費	旅費交通費	2,000	3月分 精算
	雑費	1,260	3月分 精算
放流効果実証事業費			
単独育成管理事業費	雑費	1,995	3月分 精算
資源回復等対策事業費			
海域協議会費	通信運搬費	6,300	3月分 精算
放流効果調査費	通信運搬費	1,260	3月分 精算
小 計		12,815	
種苗生産等事業・事業管理費			
緊急雇用対策事業	給料手当	244,149	3月分 実績分
	福利厚生費	148	労災拠出金
種苗生産等事業	給料手当	525,613	3月分 実績分
	福利厚生費	828,512	3月分 社会保険料等
	臨時雇賃金	1,152,784	3月分 日々雇用賃金
	旅費交通費	20,650	3月分 精算
	通信運搬費	4,160	3月分 精算
	消耗品費	4,083,000	3月分 精算
	修繕費	3,096,166	3月分 精算
	光熱水料費	1,265,386	3月分 精算
	燃料費	1,828,603	3月分 精算
事業管理費	給料手当	143,724	3月実績分
	福利厚生費	154,428	3月分 社会保険料等
	通信運搬費	7,539	3月分 精算
	消耗品費	128,883	3月分 精算
	修繕費	9,450	3月分 精算
	光熱水料費	34,070	3月分 精算
	賃借料	6,300	3月分 精算
	委託費	1,012,275	3月分 精算
	租税公課	1,153,300	未払消費税・法人税
	雑費	37,380	3月分 精算
小 計		15,736,520	
合 計		15,749,335	

## 財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 継続事業の前提に関する注記  
継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。
2. 重要な会計方針
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債権……償却原価法(定額法)によっている。
  - (2) 固定資産の減価償却の方法  
構築物及び什器備品……定額法によっている。
  - (3) 引当金の計上基準  
退職給付引当金……期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。
  - (4) 消費税等の会計処理  
消費税の会計処理は、税込方式によっている。
3. 会計方針の変更  
該当なし
4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高  
基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	999,863,461	27,771	0	999,891,232
定期預金	996,539	0	27,771	968,768
小 計	1,000,860,000	27,771	27,771	1,000,860,000
特定資産				
退職給付引当資産	37,460,374	5,430,795	0	42,891,169
小 計	37,460,374	5,430,795	0	42,891,169
合 計	1,038,320,374	5,458,566	27,771	1,043,751,169

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳  
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対する 額)
基本財産				
投資有価証券	999,891,232	(999,891,232)	(0)	(0)
定期預金	968,768	(968,768)	(0)	(0)
小 計	1,000,860,000	(1,000,860,000)	(0)	(0)
特定資産				
退職給付引当資産	42,891,169	(0)	(0)	(42,891,169)
小 計	42,891,169	(0)	(0)	(42,891,169)
合 計	1,043,751,169	(1,000,860,000)	(0)	(42,891,169)

6. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高  
固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
構築物	159,536,026	155,550,964	3,985,062
什器備品	23,395,188	20,342,589	3,052,599
合 計	182,931,214	175,893,553	7,037,661

7. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益  
 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	帳簿価格	時 価	評価損益
第277回利付き国債	948,860	1,001,508	52,648
北海道平成16年度第4回公募公債	74,000,000	77,238,832	3,238,832
東京都公募公債第608回	88,992,372	92,095,153	3,102,781
京都市平成17年度第4回公募公債	107,000,000	112,477,544	5,477,544
第266回大阪府公募公債	7,000,000	7,230,594	230,594
大阪市平成17年度第13回公募公債	150,000,000	156,895,350	6,895,350
北九州市平成17年度第1回公債	150,000,000	157,423,050	7,423,050
政府保証第2回農林漁業金融公庫債	19,950,000	20,612,480	662,480
第449回中部電力	100,000,000	101,400,000	1,400,000
第431回東北電力	100,000,000	106,145,300	6,145,300
国際復興開発銀行債	200,000,000	144,500,000	△ 55,500,000
政府保証第15回東日本高速道路債	2,000,000	2,039,418	39,418
合 計	999,891,232	979,059,229	△ 20,832,003

8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
重要資源回復計画推進総合対策 事業 (トラフグ)	山口県	0	2,700,000	2,700,000	0	—
重要資源回復計画推進総合対策 事業 (ヒラメ)	山口県	0	4,046,000	4,046,000	0	
合 計		0	6,746,000	6,746,000	0	

9. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	2,168,723
基本財産受取利息	13,697,164
合 計	15,865,887

10. 関連当事者との取引の内容  
 該当なし

11. 重要な後発事象  
 該当なし


## 監 査 報 告

社団法人山口県栽培漁業公社定款第12条第5項の規程に基づき、平成22年度事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録、その他帳票について監査しました。

その内容は、適正なものと認めます。

平成23年5月31日

監 事 中村 秀明 

監 事 目黒 一孝 



第2号議案

# 平成23年度 事業計画書

平成23年 4月 1日から

平成24年 3月 31日まで

社団法人 山口県栽培漁業公社

# 平成23年度事業計画 (案)

## 第1 基本方針

山口県における栽培漁業の推進及びこれに関連する事業を行い、水産物の安定供給と漁業の振興に寄与するため、県及び県下8地域の栽培漁業推進協議会（以下「地裁協」と略称する。）と連携をとりながら、栽培漁業に関する諸事業を実施する。

当社は会員等から拠出された基本財産である「栽培漁業推進基金」10億円の運用益を活用して放流事業を実施しているが、運用益の減少により、事業規模を縮小して栽培漁業推進対策事業と放流効果実証事業を引き続き実施する。

また、県から指定管理者の指定を受け、指定管理料によって放流用及び養殖用の水産動植物の種苗生産及び配布、栽培漁業に係る技術の研究及び指導を行うなど、山口県における沿岸漁業の振興を図る。

なお、今年中に特例民法法人から公益社団法人への移行の認定を受けるため、所要の申請手続きを行う。

## 第2 事業実施計画

### 1. 栽培漁業推進対策事業

#### ア 栽培漁業に関する指導、啓発等事業

- 各地裁協が実施する種苗の中間育成、放流等について、県と連携して助言指導に努める。
- 栽培漁業に関する技術の向上を図るための研修会を実施する他、県、関係市町主催の豊魚祭等の行事を支援する。

#### イ 種苗の中間育成・放流委託事業

次の3地裁協に対して、種苗の中間育成・放流事業を委託実施する。

・宇部・小野田・山陽地裁協	クルマエビ、ガザミ	宇部車海老養殖場
・吉佐統括支店栽培推進協	クルマエビ、ガザミ	向島の中間育成場
・下関地裁協	ガザミ、ヒラメ	下関市栽培センター

### 2. 放流効果実証事業

第5期の山口県栽培漁業基本計画に基づいて、外海地域、内海中部以東地域併せてヒラメ80万尾、トラフグ30万尾、マダイ85万尾、今年度から新たにアカアマダイ2万尾の中間育成放流を関係各地裁協と一体となって実施する。なお、県の補助を受けて実施する「資源増大対策事業」は、外海地域では、ヒラメ、トラフグ、アカアマダイを、内海中部以東地域でヒラメを実施していく。また、外海地域及び内海中部以東地域のマダイは公社単独事業として実施する他、事業推進のための協議会を開催して放流効果の実証等に資する。

- ・事業の実施計画概要は表1のとおり。

### 3. 種苗生産等事業

山口県から山口県栽培漁業センター条例に基づき、指定管理者の指定を受け、県との協定により、次の業務を実施する。

#### (1) 放流用種苗生産及び配布業務(キジハタ等技術開発を含む。)

種苗生産計画は、表2のとおり。

#### (2) 養殖用種苗生産及び配布業務。

種苗生産計画は、表2のとおり。

#### (3) 内海、外海、外海二の各栽培漁業センターの施設及び設備の維持管理業務

表1 平成23年度放流効果実証事業の実施計画概要

(1) 中間育成施設の整備計画

特に無し。

(2) 中間育成、放流の実施計画

魚種	山 口 県 外 海					魚種	山 口 県 内 海 中 部 以 東				
	地 域	中間育成の種苗		放流の種苗			地 域	中間育成の種苗		放流の種苗	
		大きさ	受入尾数	大きさ	放流尾数			大きさ	受入尾数	大きさ	放流尾数
ヒ ラ メ	下 関 長 門 阿武・萩	mm	千尾	mm	千尾	ヒ ラ メ	内海東部 光・熊毛 周 南 吉 佐	mm	千尾	mm	千尾
		30	150	70	105			30	70	70	49
		30	150	70	105			30	100	70	70
	30	200	70	140	30			90	70	63	
	計	30	500	70	350			計	30	300	70
ト ラ フ グ	公 社	25	300	70	210	マ ダ イ	内海東部 光・熊毛	20	250	50	175
		30	150	50	105						
	計	25	300	70	210			計	30	400	50
マ ダ イ	下 関 長 門 阿武・萩			50	150						
				50	150						
イ	計			50	450						
ア カ ア マ ダ イ	阿武・萩			70	20						

放流効果調査 ○標識放流 ----- なし  
 ○市場調査 ----- トラフグ、ヒラメ、マダイ  
 ○放流後の種苗の保護 ----- トラフグ、ヒラメ、マダイ

表2 平成23年度種苗生産計画

(単位；千尾、千個、)

区分 種別	大きさ (mm)	放流用		養殖用		合計
		単価 (円)	尾数	単価 (円)	尾数	
クルマエビ	13	0.7	8,700	2.2	1,650	10,350
〃	20	1.4	0			0
〃	30	3.0	0			0
ガザミ	4	1.6	4,200			4,200
モクズガニ	C1	1.0	500			500
マダイ	20	2.8	715			715
〃	30	4.0	0			0
〃	50	12.0	450			450
トラフグ	25	6.0	490			490
〃	70	40.0	0			0
ヒラメ	30	7.0	830			830
〃	50	25.0	80			80
カサゴ	30	12.0	620			620
〃	60	30.0	105			105
アカアマダイ	70	100	20			20
アユ	50	8.0	1,450	14	1,400	2,850
アワビ	13	21.0	850			850
〃	30	90.0	229			229
アカガイ	1	0.3	900	2.0	1,200	2,100
アカウニ	10	13.0	180			180
マコガレイ	50			80	15	15

(注) アカウニは県外種苗を購入配布

# 収支予算書(案)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産利息収入	13,350	16,000	△ 2,650	
② 特定資産収入	40	70	△ 30	
③ 指定管理料収入	301,266	287,419	13,847	
④ 種苗生産委託収入	4,500	0	4,500	
⑤ 種苗生産試験委託収入	1,000	3,000	△ 2,000	
⑥ 緊急雇用対策事業収入	4,905	4,905	0	
⑦ 補助金収入				
国庫補助金	0	9,386	△ 9,386	
地方公共団体補助金	7,746	6,746	1,000	
⑧ 資源回復対策事業収入	0	629	△ 629	
⑨ 負担金収入	10,137	10,040	97	
⑩ 会費収入	880	0	880	20千円×44会員
⑪ 雑収入	260	230	30	
事業活動収入計	344,084	338,425	5,659	
2. 事業活動支出				
① 栽培漁業推進対策事業費(法人会計)	4,161	5,250	△ 1,089	
旅費交通費支出	221	300	△ 79	
会議費支出	810	300	510	
通信運搬費支出	50	100	△ 50	
消耗品費支出	50	100	△ 50	
印刷製本費支出	50	100	△ 50	
負担金支出	300	300	0	
委託費支出	2,660	4,000	△ 1,340	
雑支出	20	50	△ 30	
② 放流効果実証事業費	28,052	32,613	△ 4,561	
(1) 推進事業費	376	400	△ 24	
旅費交通費支出	100	174	△ 74	
通信運搬費支出	16	18	△ 2	
消耗品費支出	70	78	△ 8	
印刷製本費支出	40	40	0	
負担金支出	60	0	60	20千円×3協議会
会議費支出	90	90	0	
(2) 育成強化事業費	18,978	17,669	1,309	
種苗購入費支出	9,770	8,138	1,632	
委託費支出	9,208	9,531	△ 323	
(3) 単独育成管理事業費	8,698	14,544	△ 5,846	
種苗購入費支出	7,140	6,258	882	
委託費支出	1,258	5,686	△ 4,428	

修繕費支出	200	2,500	△ 2,300
雜支出	100	100	0
③資源回復等対策事業費	0	10,015	△ 10,015
(1)国庫補助事業費	0	9,386	△ 9,386
海域協議会等開催費	0	1,358	△ 1,358
旅費交通費支出	0	182	△ 182
臨時雇賃金支出	0	1,056	△ 1,056
通信運搬費支出	0	60	△ 60
消耗品費支出	0	60	△ 60
適地放流費	0	4,836	△ 4,836
種苗確保費支出	0	3,856	△ 3,856
種苗運搬費支出	0	486	△ 486
臨時雇賃金支出	0	276	△ 276
消耗品費支出	0	218	△ 218
放流効果調査費	0	3,192	△ 3,192
臨時雇賃金支出	0	396	△ 396
通信運搬費支出	0	4	△ 4
消耗品費支出	0	2,792	△ 2,792
(2)稚魚混獲防止対策費	0	629	△ 629
旅費交通費支出	0	76	△ 76
通信運搬費支出	0	63	△ 63
消耗品費支出	0	154	△ 154
賃借料支出	0	336	△ 336
④種苗生産委託事業費	4,500	0	4,500
旅費交通費支出	63	0	63
通信運搬費支出	20	0	20
消耗品費支出	2,533	0	2,533
燃料費支出	1,096	0	1,096
賃借料支出	788	0	788
⑤種苗生産試験委託事業費	1,000	3,000	△ 2,000
旅費交通費支出	23	130	△ 107
通信運搬費支出	0	11	△ 11
消耗品費支出	977	2,204	△ 1,227
燃料費支出	0	655	△ 655
⑥緊急雇用対策事業費	4,905	4,905	0
臨時雇賃金	3,434	3,370	64
福利厚生費	0	64	△ 64
旅費交通費支出	1	1	0
消耗品費支出	1,470	1,470	0
⑦種苗生産等事業費	251,305	239,703	11,602
給料手当支出	102,894	101,382	1,512
臨時雇賃金支出	12,085	13,435	△ 1,350
福利厚生費支出	16,642	16,303	339
旅費交通費支出	2,089	2,045	44
通信運搬費支出	78	98	△ 20

消耗什器備品費支出	0	140	△ 140
修繕費支出	9,962	8,657	1,305
消耗品費支出	56,037	51,744	4,293
燃料費支出	14,342	12,470	1,872
光熱水料費支出	34,275	31,936	2,339
賃借料支出	2,901	1,493	1,408
⑧事業管理費	42,579	42,695	△ 116
役員報酬支出	5,200	5,200	0
給料手当支出	16,706	17,809	△ 1,103
福利厚生費支出	3,076	3,279	△ 203
会議費支出	20	30	△ 10
旅費交通費支出	483	614	△ 131
通信運搬費支出	1,109	1,081	28
消耗品費支出	2,423	2,170	253
修繕費支出	500	300	200
印刷製本費支出	90	90	0
光熱水料費支出	2,861	2,570	291
賃借料支出	80	125	△ 45
委託費支出	7,287	6,538	749
保険料支出	789	824	△ 35
租税公課支出	1,407	1,345	62
雑支出	548	720	△ 172
事業活動支出計	336,502	338,181	△ 1,679
事業活動収支差額	7,582	244	7,338
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
①固定資産取得支出	0	0	0
構築物建設支出	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0
②特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	7,582	5,221	2,361
投資活動支出計	7,582	5,221	2,361
投資活動収支差額	△ 7,582	△ 5,221	△ 2,361
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	0	500	△ 500
当期収支差額	0	△ 5,477	5,477
前期繰越収支差額	42,019	46,035	△ 4,016
次期繰越収支差額	42,019	40,558	1,461

### 第3号議案 会費及び負担金の納入について

#### 1 会費

1 会員あたり年額 20,000 円

#### 2 負担金

放流効果実証事業（資源回復計画促進事業等）関連

地 域	団 体 名	金 額
外 海 地 域	阿武・萩地域栽培漁業推進協議会	3,195 千円
	長門地域栽培漁業推進協議会	1,830 "
	下関地域栽培漁業推進協議会	2,132 "
	山口県延縄協議会	1,320 "
	下関唐戸魚市場株式会社	660 "
	小 計	9,137 千円
瀬戸内海中部以東地域	(社)山口県光熊毛地区栽培漁業協会	600 千円
	吉佐統括支店栽培漁業推進協議会	400 "
	小 計	1,000 千円
	合 計	10,137 千円